

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 取引参加者に対する措置</p> <p>2 . 清算・決済制度関係</p> <p>(1) 現物取引の清算・決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング機構の清算資格を有しない総合取引参加者は、清算受託契約を締結しているクリアリング機構の他社清算参加者のうちから、常に決済を行わせる相手（以下「指定清算参加者」という。）を1社指定しなければならない。 ・ クリアリング機構の清算参加者がクリアリング機構から清算業務の制限等の措置を受けた場合は、当取引所は、当該清算参加者及び当該清算参加者を指定清算参加者とする総合取引参加者の当取引所における現物取引について売買の制限等所要の措置を行う。 ・ 現物取引については、クリアリング機構に債務引受けを行わせる。 ・ クリアリング機構の清算参加者である総合取引参加者は、現物取引（他社清算参加者の場合は清算取次による売買を含む。）について、クリアリング機構の定めるところにより決済を行うものとする。 ・ クリアリング機構の清算参加者でない総合取引参加者は、現物取引について、当取引所の定めるところにより指定清算参加者との間で決済を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定清算参加者の指定及び変更は当取引所の承認を要する。 ・ 総合取引参加者が当取引所以外の参加者でもある場合、指定清算参加者はすべての市場において同一でなければならない。 ・ 現在は、当取引所が債務引受けを行っている。 ・ 当面の間、当取引所が現物取引に係るクリアリング機構の清算手数料を負担することとする。

項 目	内 容	備 考
(2) 貸借取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリング機構の清算参加者である総合取引参加者又は指定証券金融会社は、貸借取引に係る受渡しについては、クリアリング機構が定めるところにより行うものとする。 ・ クリアリング機構の清算資格を有しない総合取引参加者についても、指定証券金融会社との貸借取引を行い得ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借銘柄の選定は当取引所が行う。 ・ 貸借取引の具体的なスキームについては、指定証券金融会社の規則により定める。
(3) 現物取引制度の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日取引については、約定日当日を受渡日とする同一総合取引参加者間の対当取引に限ることとする。 ・ 円貨建外国債券の特別取引を廃止する。 ・ 国債証券の当日取引は廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ N-NET 取引も同様とする。 ・ 国債証券の売買に係る決済物件は振込国債のみとされる。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場管理のために行う有価証券の売買又はその受託に関する規制措置については、現行どおり当取引所が規制主体となる。 ・ 当取引所の「新株引受権証書振替決済制度」を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日取引の売買証拠金に関する規制措置を含む。 ・ 新株引受権証書については、日本証券決済株式会社が運営する振替決済制度に移行する。

項 目	内 容	備 考
<p>3. 違約損失積立金等の取扱い</p> <p>. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違約損失積立金については、クリアリング機構の決済履行保証スキームにおいて利用する。 ・ 清算基金、違約損失預託金並びに違約損失基金特別預託金預託制度については、その用途が総合取引参加者の決済不履行に係る当取引所の損失補填にあることから、クリアリング機構への現物取引に係る債務引受けの移行に伴い、これを廃止することとする。 ・ クリアリング機構の業務開始に合わせて実施する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年 8 月末現在の違約損失積立金は 303 百万円。 ・ 各預託金の平成 14 年 8 月末現在残高は次の通り。 清算基金：680 万円 違約損失預託金：891 万円 違約損失基金特別預託金：なし